

教育モニター 様

「子どもの貧困」について、ご意見をいただき、ありがとうございました。

平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されたのを受けまして、県では、「都道府県子どもの貧困対策計画」の位置付けも兼ねて「岐阜県少子化対策基本計画」を平成27年から5年計画で策定いたしました。その中で「子どもが安心して産み育てることができる岐阜県づくり」を1つの柱として掲げ、多子世帯等の経済的負担の軽減や子どもの貧困対策の推進を基本施策としています。

教育委員会の主な具体的な支援といたしましては、昨年度から行っておりますスクールソーシャルワーカーの活用です。社会福祉士等の資格を持つ福祉の専門家を市町村教育委員会や学校の要請に応じて派遣できる体制を整え、児童福祉関係機関とのネットワークの強化や個々の家庭の状況に応じた支援に一層努めてまいります。また、経済的な理由で修学が困難な生徒や学生に対する奨学金制度（「選奨生奨学金」「高等学校奨学金」「子育て支援奨学金」）も行っております。

さらに、各学校においては、経済状況をはじめとした家庭環境が児童生徒に大きな影響を与えるものであることを踏まえ、家庭との連携のもと、学習支援だけでなく、個に応じたきめ細かな指導を行うことが大切だと考えます。家庭訪問や三者面談などを通して、保護者の教育への関心や態度等を把握するとともに、日頃から児童生徒のささいな変化に目をとめ、背景にある家庭状況の把握に努めることも大切です。

子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指して、教育委員会としても関係機関と一層の連携を取って進めてまいります。

社会情勢も含めた広い視野で子どもたちを見守っていただける教育モニター様のご意見に感謝申し上げますとともに、今後ともご支援のほどお願い申し上げます。

平成27年3月19日

岐阜県教育委員会
教育総務課長 西垣 功朗